

〈研究ノート〉

## 「八重山共和国」構想のあとさき

——石垣史が放つ光彩——

小 林 武

### 目 次

はしがき——幻の共和国をとりあげる意味

I 近代の矛盾の中での八重山教員事件

II 沖縄戦後の「八重山共和国」構想

1 八重山の沖縄戦

2 「八重山共和国」を志向した自治会の結成

III 八重山自治会後の米軍政府による統治

むすびにかえて——米軍支配下での住民の努力

### はしがき——幻の共和国をとりあげる意味

沖縄における憲法史の叢に分け入ろうとする筆者の作業は、その地域的対象を本島に限らず、広く先島、さらに奄美にも及ぶものとしようとしている。八重山を初めて対象にする本号では、その憲法的事象の中で、まず沖縄戦後の最初期において光彩を放った「八重山共和国」構想をとりあげようと思う。

それは、多分にその呼称に関係している。本文で述べるとおり、「八重山共和国」なる名称は、後にそのようにも呼ばれたとされる八重山自治会の俗称であって<sup>(1)</sup>、その自治会自体もわずか8日間で、夢を見果てぬまま超短命に終わったものである<sup>(2)</sup>。標準的な文献である『沖縄大百科事典』の〈八重山自治会〉の項目にも、「八重山共和国」への言及はない<sup>(3)</sup>。しかし、それにしても、

敗戦直後の、民衆による共和国構想は、「白昼の幻にも似た美しい閃光を放った」<sup>(4)</sup>ものとして、筆者を惹き付けてやまない。

「共和国」でなくとも、「人民政府」、「自治政府」にしても<sup>(5)</sup>、米軍政府の統治下では、その名称どおりの実態をもつものとして存在できようとは考えもしえないことであり、当事者としても、およそ理念ないし構想にとどまるものであったに相違ない。しかしながら、数多くの人々がこうした人民による統治の構想を共有し、ともかくも民主的自治機関を誕生させたことの歴史的意義は軽視されるべきものではないと考える。

これを本格的に検討するためには、八重山近代史全体を把握しておくことが必要とされよう。本稿は、それについての十分な作業をしないままに主題にとりくもうとするものであるが、若干のメモ書きの概観だけをしておこう<sup>(6)</sup>。——明治維新の後、廃藩置県がおこなわれた1871年に、宮古島住民が台湾に漂着し、地元民に殺害される事件が起きた。これをきっかけにして、翌72年、明治政府は、「琉球国」を「琉球藩」とした。ついで75年、清国との冊封・朝貢関係の停止、福州琉球館の廃止、藩王尚泰の上京などの政府命令を伝えた。ついに79年、琉球藩を廃して沖縄県を置いた。いわゆる「琉球処分」である。

その翌年に清国との間で表面化したのが「先島分島問題」である。清国内での通商権を獲得し、西欧並みの最恵国待遇と引き替えに、宮古・八重山の先島を清国に割譲しようとしたもので、一時は交渉妥結に至ったが、清国側が土壇場で調印を拒否したため立ち消えとなった。それにしても、これは、日本の、八重山を含む先島に対する強い差別意識を示すものであった。明治政府は、旧支配層の慰撫に力を注いで、いわゆる「旧慣温存策」をとり、琉球王朝時代の諸制度が改革が施されることなく据え置かれた。市町村制の実施、衆議院議員選挙法の施行、地租改正などがすべて本土より大幅に遅れた。とくに先島の民衆に近世を通じて重くのしかかっていた人頭税は、宮古島における民衆による懸命の廃止運動が実るまで続いた。

1894年から95年にかけての日清戦争に勝利した明治政府は、96年に統治機構の再編にとりかかり、郡制を施行して八重山島庁（島司）を置く。こうした、いわゆる「特別制度」の下で、99年から土地整理事業が始められ、人頭税制

の基礎をなしていた土地制度の改革がなされて、1903年に遂に人头税は廃止された。ついで、09年の特別町村制の施行により、八重山では一郡一村（八重山全域を八重山村とする）となる。これは数多くの島嶼から成り立つ八重山の実情を無視するものであった。このため人々は分村運動で抵抗する。なお、参政権は、沖縄に1912年に認められたのであるが、宮古・八重山はそのときには除外されている。それらも含めて先島に対する差別政策は明らかであるといえる。

そして、十五年戦争期に入ると、世界的な恐慌の中で八重山社会もはじめて資本主義経済化の社会問題に直面し、八重山に社会運動をもたらすこととなる。とくに32年の教育民主化運動は過酷な弾圧を受け、それは当時、治安維持法違反に仕立てられて「教員赤化事件」と呼ばれ、八重山社会を震撼させた。そして、暗い谷間、冬の時代へと向かい、沖縄戦の地獄を迎えるのである。

——以上、八重山の近代のあゆみを点描したにすぎないが、その中で、「八重山共和国」に至る土台を形づくったのは、他でもなく、この「八重山教員赤化事件」である。この名称は、教員の運動を治安維持法違反事件に仕立て上げ、一般の人々との分断を図るために付けられたものである。その実態の一端は、次の官憲側の文書にもよく示されている。すなわち、「〔教員が運動に加わるのは、〕平素一般貧家庭の子女の実生活に直面し、社会の悲惨面を直観し易き立場に在り、且、年齢も若く熟し易き年配であり、またその生立、給与等に於ては比較的恵まれざるため、茲に改革的意志の抱懐に至るものかと解せられる<sup>(7)</sup>」というのである。つまり、これは、教育民主化を本質とする運動であったにもかかわらず、権力の弾圧によって「事件」とされたものであり、「思想」事件、「赤化」事件という呼称を今日でも用いているのは正しくあるまい。一書<sup>(8)</sup>が採っている「八重山教育民主化事件」が妥当であろう。以下では、さしあたり「八重山教員事件」と呼ぶことにする。

それでは、この事件の叙述から本論に入ることにしよう。

## I 近代の矛盾の中での八重山教員事件

八重山教員事件については、その概要は、標準的な叙述によれば、つぎのように要約されている。

——昭和初期の八重山における教員組合に対する弾圧事件。1930年10月、小学校教員などによって〈生活権の擁護、社会機構の民主化、労働者・農民の貧困からの解放〉を目指して、日本教育労働者組合八重山支部が結成された。週1回研究会をもち、社会科学の研究と情勢分析を主な活動としていた。治安維持法下でひそかに2年ほど活動を続けたが、32年東京との連絡が原因で警察に発覚し、同12月、組合の主要メンバー十数人が検挙、大浜用立・宮良長義の2人が起訴され、治安維持法による有罪判決を受けた。また、他の主要メンバーは、行政処分で免職となった。当時の沖縄経済の疲弊を背景にして起こった全国でも先駆的な教育運動で、事件は全県下に大きな衝撃を与えた——というものである<sup>(9)</sup>。八重山の教育労働者の運動は、沖縄本島の運動とはほとんどかわりをもたず、東京と直結して、1930年5月に日本教育労働者組合八重山支部が結成されている（沖縄本島単独の沖縄教育労働者組合〔OIL〕の結成は1931年1月のことであり、八重山がこれに先立っている）<sup>(10)</sup>。

この事件の背景をなす社会状況を確認しておきたい。すなわち、1929年の世界大恐慌は日本にも波及し、国民生活は日ごとに困窮に陥った。八重山でも、失業者の増大、娘の身売りなど社会問題が深刻化した。そのような中で、児童生徒の学校生活も苦しく、家庭経済の一助として学校を休み奉公に出るものなどが続出した。沖縄県が八重山郡の小学校の欠食児童調べをおこなったところ、石垣町37名、竹富町18名に及んだとされる。

そのような時代背景をもって、八重山の教師たちによる社会科学研究グループの活動が始められた。1930年10月、小学校教員等7名により、「生活権の擁護、社会機構の民主化、労働者・農民の貧困からの解放」を目指して、日本教育労働者組合八重山支部が組織された。掲げられたスローガンは、特別高等警

察篇の『厳秘・特高月報』によれば、「一、俸給は定期日に支払え 一、教育の政治化絶対反対 一、不意讖首・不意転勤絶対反対 一、教育部会の民主化 一、過重労働反対」であったとされる。メンバーは、前記のとおり、治安維持法下でひそかに週1回の研究会を持ち、活動を約2年間続けたが、ついに1932年12月、東京との連絡を警察が探知し、弾圧を受けることになる。

この運動は、上記のスローガンが示しているとおおり、あくまで生活擁護をはじめとする経済上、教育上の要求実現を主目的としたものであった。しかし、取締当局は、これを天皇制廃止・私有財産制度否定の運動につくり変え、治安維持法違反事件に仕立てた。運動の人々にアカ＝共産主義者のレッテルを貼って、一般の人々と分断したのである<sup>(11)</sup>。翌33年5月、前出の大浜用立・宮良長義は起訴、委員長桃原用水、書記長大浜宜有と組合員の浦添為彦・安室孫利は起訴猶予、他10名は不起訴とされた。併せて、県学務部は、2名を懲戒免職、10名を依願退職としている<sup>(12)</sup>。これは、八重山の運動のみならず、社会全体が「冬の時代」、「暗い谷間」に陥っていくことを告げるものであった。

事件で追放された若い教師たちを待ち受けていたのは、「国賊」という指弾であった。「世間から白眼視され、両親をはじめ家族の者は外へ出歩くことさえ、ひげ目することであった」（桃原用水）、また、「在郷軍人なんかは、八重山の恥さらしの天下の悪人だということで、八重山に帰ってきたら殺してやれと盛んに宣伝していた」（宮良長義）という。教壇を追われたメンバーは、農業や土木工事の人手として生活の糧を得ていた。中には、事件後、心労のあまり病死する者、結婚が破談になる者、長期間精神に異常をきたして死亡する者、また、八重山社会で生活することができず島を離れて、台湾・朝鮮へ移る者もいた。家族も、「アカ」「国賊」と指弾され村八分状態に置かれた。

そのような状態に置かれた運動のメンバーに対して、取締当局は、「転向」を促した。八重山警察署長に彼らを逮捕に追い込んだ沖縄県警の特高・兼本長英が就任したのも、「転向」に導くための布陣であったと推測されている。

しかし、日本による中国侵略が始まると、この人々の多くは教壇に戻った。宮良長義は校長となり、大浜用立は県会議員・新聞社主筆となった。桃原用水も国民学校校長に復職した。国家総動員体制の下で、学校教育においては、文

部省が『国体の本義』を刊行して、天皇帰一・皇国錬成の教育を強要し、教員に対しても思想統一を図った。その一環として、学校では各教室に大麻を奉戴して朝夕礼拝し、また言語教育を特に重視して標準語励行を強制した。そのような「一億一心の非常態勢」の中で、「事件」の人々は皇民化教育を担ったのである。

さらに、積極的に皇民化教育の先頭に立っていたことも垣間見える。たとえば、桃原用水は、「わたしどもの教育もまた、天皇陛下に帰一し奉る国民の心情をつちかい、尽忠報国の赤誠を振起して、皇国の御楯となる自覚の昂揚に集中的な指導をした」と述べ、宮良高司は、青年学校校長として「戦争が終わるまで日本国の神州不滅論をとうとうと説き、励ましていました」と語っている。また、大浜用立は、翼賛体制下の沖縄県議会議員や八重山郡翼壮本部長に就き、八重山（与那国）から「軍神」大舩大尉が出たとの顕彰キャンペーンの際には、演壇に立って住民への戦意高揚につとめている。宮良長義も、青年たちに「国体の本義」や「臣民の道」を講義し、戦時色が濃くなるさ中に国民学校校長に採用されて、教育現場で皇民化教育を熱心に推進したのである<sup>(13)</sup>。

——こうした推移をどのように評価すべきであろうか。一例であるが、1948年生で八重山出身の歴史研究家<sup>(14)</sup>は、「かつて天皇制を批判して教壇を追われ、拷問を受け迫害された青年たちは、荒れ狂うファシズムの前に、屈服や迎合を余儀なくされ、島共同体の指導者として、より積極的に天皇制の水先案内人とならざるをえなかった」のである、と述べている。これは、容易に評価の帰一しない論点である。筆者は、自身の見解を確たるものとして示すことができない。ここでは、様々な見方がありうることを留保し、この一例のみを挙げるにとどめておきたい。

沖縄戦時を八重山で生き抜いたこれらの人々は、敗戦後の「八重山共和国」の構想に深くかかわり、その形成に中心的役割を果たすことになるのである。章を改めて、八重山における沖縄戦と、共和国構想について述べることにしよう。

## Ⅱ 沖縄戦後の「八重山共和国」構想

### 1 八重山の沖縄戦

沖縄戦は、太平洋戦争の末期に南西諸島、とくに沖縄本島と関連の島々で展開され、9月7日の降伏調印まで続けられた、日本国民の住む国土内での唯一の地上戦である。米軍は、1945年3月26日に慶良間諸島に上陸し、海軍元帥の布告を出して占領行政を布いた。続いて4月1日に沖縄本島の中部西海岸に上陸し、住民を巻き込んだ地上戦となった。9月までの長期にわたり、人々に阿鼻叫喚の悲劇をもたらした最悪の戦争であった。

——この沖縄戦につき少しくわしく記しておこう。

1945年3月26日の慶良間諸島上陸から沖縄戦が開始され、4月1日の本島上陸で、住民を巻き込む本格的な地上戦となった。この本島上陸については、日本軍は米軍の上陸を海岸線で阻止するための戦闘をまったくおこなわず、内陸に導き入れた。米兵たちは「ピクニックをしている感じで」沖縄の土地を踏んだ。日本帝国の政権・軍は、本土決戦の時を1日でも遅らせ、「国体護持」を図ることを第一義にして、そのために、沖縄を「捨て石」にすべく、持久作戦を採ったのである。この、もともと勝ち目のない無慈悲で激烈悲惨な「地獄のありったけを集めた」といわれ、「鉄の暴風」が荒れ狂った戦争により、住民はその4人に1人を数える10万名以上の命が奪われた。それは、6月23日に日本軍の司令官と参謀長が自決したことで組織的抵抗が終結したとされるが、その後も、米軍による日本軍敗残兵掃討作戦は続けられ、あまつさえその3日後の26日には米軍が久米島に上陸し、その翌日、同島の日本軍守備隊が住民を虐殺する事件が起きている。要するに、司令官等の自決は、住民のその後の人命保護と安全確保をはかることのない責任放棄だったのである。日本軍による米軍への無条件降伏文書の調印がなされたのは、9月7日であった。

米軍は、上陸直後に米軍海軍元帥チェスター・ウィリアム・ニミッツの名で、『米海軍政府布告第1号』（いわゆる「ニミッツ布告」）を発し、日本帝国政府の沖縄に対する統治権を停止した。その第2項で「日本帝国政府の総ての

行政権を停止」すること、第5項で「総ての日本裁判所の司法権を停止」することが告げられており、これによって帝国憲法の沖繩への適用は遮断されたのである。ただ、この布告は、その目的について次のように述べていた：

「日本帝国の侵略主義並びに米国に対する攻撃のため、米国は日本に対し戦争をする必要を生ぜり。且つ、これら諸島の軍事的占領及び軍政の施行は、わが軍略の遂行上、並びに日本の侵略の破壊及び日本帝国を統括する軍閥の破壊上、必要なる事実なり。

治安維持及び米国軍政並びに居住民の安寧福祉維持上、占領下の南西諸島中、本島及びその近海に軍政府の設立を必要とす。」

とすれば、上記の沖繩戦終了の時点（遅くとも9月7日）において、沖繩は再び日本本土と同一の状態において軍事的直接占領を解除されて、連合国の間接統治の状態に入るべきが当然であった。

日本本土の場合、1945年9月2日の降伏文書の調印により、法的に国家主権を喪失し、統治権力は連合国軍総司令部（GHQ）に委ねられることとなった。ただし、日本の統治機構は排除されることなく、GHQの統制の下であるが、残された。いわゆる間接占領である。ところが、沖繩では、国際法上の占領の下に置かれたという事態の同一性にもかかわらず、日本帝国の沖繩における統治機構、したがってそのもつ統治権力は完全に破壊された状態が継続した。沖繩に憲法の適用が回復されるのは、1972年の本土復帰によってである。

——このような沖繩戦の中でも、八重山の様相は少し異なる。沖繩本島の、地上での戦闘や市街地・農村を焼き尽くすような空襲と比較すれば、八重山では、飛行場など限られた軍事拠点への攻撃にとどまる。空襲による八重山全体の被害（爆弾による倒壊・焼失家屋）は1024戸、直接的な戦争による死亡者（爆弾・機銃・爆風・家屋倒壊・船舶の沈没など）は187人とされている<sup>(15)</sup>。

とはいえ、沖繩戦を想定していた日本帝国政府は、日本軍を1944年5月から続々と八重山に進駐させ、また、住民を、マラリアが猖獗をきわめている山岳地域へ強制疎開させた。そして1944年10月12日、すなわち沖繩本島的那覇大空襲の翌々日に、石垣島も初の空襲に遭っている（13日には与那国・伊良



部も)。1945年に入ってから、八重山各地に激しい爆撃がおこなわれた。そのような中で、4月15日、米軍機が墜落し、乗員3名が海軍警備隊本部の捕虜となり斬殺される事件が起きた（「石垣島事件」<sup>(16)</sup>）。なお、八重山攻撃には、米軍とともに、英国太平洋艦隊が、米第5艦隊に所属する形で加わっている。英国軍の攻撃は、同国の威信を回復するために必要以上になされたといわれる。

八重山の沖縄戦できわめて特徴的なのは、マラリアによる死者の数の多さである。すなわち、この戦争に基因したマラリア（「戦争マラリア」）による犠牲は、八重山で最も激しく、罹患者は1万6,884名で人口比51.31%に達し、死者は3,647人を数えて、直接的な戦死者の20倍を超える<sup>(17)</sup>。そして重大なのは、これが日本軍が命じた強制疎開によってもたらされたことである。とりわけ、波照間島については、全住民が、マラリア有病地の西表島南岸に強制的に移住させられた。マラリア罹患者は、全人口1,275人のうち1,259人（98.7%）、死者は461人（36.2%）に達するという未曾有の悲劇を生んだのである<sup>(18)</sup>。マラリア患者を出さなかった家はなく、またほとんどの家が死者を送ったわけである。この犠牲者の比率の高さは、沖縄本島中南部の激戦地における犠牲者に匹敵するものである。

このようにして、八重山もまた、人間としての生存が破壊される大きな悲劇と混乱の中で敗戦を迎えた。石垣の市街地は、山から下りてきた人や、徴用から帰ってきた人たちが溢れ、食料不足による栄養失調者も蔓延した。また、マラリア禍は、多数の孤児を生み出した。町には窃盗犯が横行して、風紀は極度に乱れた。日本軍の駐屯兵が戦争終結後も居残っていたことも、混乱に拍車をかけていた。加えて、現地満期兵による島の婦女子に対する暴行、窃盗などの犯罪は目に余るものがあった。

そうした中で、これらを取り締まるために、青年層を中心に自警団が組織された。また、日本軍がもっていた食料や物資が横流しされ、私腹を肥やすという事態も生じたため、次第に自治組織をつくろうという方向へと発展したのである<sup>(19)</sup>。

当時の日本側の行政機構としては、沖縄県八重山支庁が置かれていたのであるが、沖縄戦の推移とともに1945年3月以降は県当局との連絡もとれず、機

能不全に陥っていた。また日本軍も、沖縄本島の軍司令部が壊滅し、その上級司令部である第11方面軍司令部（台湾軍司令部）は中国軍に降伏することとされたため、宮古・八重山諸島の軍隊は指揮系統を失っていた。他方、米軍が八重山に進駐して軍政を施行するのは、南部琉球に対する軍政移行の調査の進行を待って、12月23日のことであり、その分、遅れがあった。論者は、この「統治権力の空白期」に注目して、それが「八重山共和国」構想・自治会創設の客観的背景であったとする<sup>(20)</sup>。

## 2 「八重山共和国」を志向した自治会の結成

八重山住民による、「共和国」構想を志向した自治会の発足は、先に見たとおり、直接には、八重山における沖縄戦のもたらしたものである。ここで、その意義について検討を試みておきたいと思うが、まずは、標準的な資料<sup>(21)</sup>に拠ってその全体像をつかんでおこう。——「八重山自治会」：第2次世界大戦後に八重山で組織された一種の自治組織。1945年12月15日結成。沖縄戦における日本軍の敗退で、旧県庁機能は壊滅し、八重山支庁もその活動を事実上停止した。食糧難・マラリアの猖獗・治安の乱れなど、住民生活は不安の只中に置かれ、社会は混乱をきわめた。こうした中で、青年を中心とした民衆が大きく結束して軍民大会を開催して自治会を結成した。自治会には、総務・文化・衛生・治安の各部が置かれ、会長に宮良長詳、副会長に宮城信範・吉野高善を選出して、住民自治機関としての役割を果たす態勢をとった。しかし、八重山に進駐した米軍は、八重山にも軍政を布いて、その下で、同月28日に、会長の宮良長詳を八重山支庁長に任命、翌1946年1月15日に支庁の開庁式が挙行され、米軍の監督下に置かれた——と概括できる。

少し詳細に経過を逐うなら<sup>(22)</sup>、「八重山共和国」は、1945年の10月から11月にかけて、青年の間でその構想が広がったとされる。豊川善亮・宮城光雄、また本盛茂・内原栄昇らの名がそこに刻まれている。その後、この青年たちは、宮良長義と、そのかつての同志である宮良孫亮・宮良高司・糸洲長良・大浜用立等と接触する。そして11月に、「自治政府結成準備会」が宮城光雄の家でもたれた。準備会参加者は、先に名前の出た9人と、安室孫利・浦添為貴・崎山

里秀・亀谷長行・石島英文・島袋全利の15人である。その間、宮良長義がリーダーシップをとって、八重山の指導層・知識層に協力をとりつけるために動いた。とくに、住民から厚い信頼を得ている医師・宮良長詳に、結成後の会長就任を依頼した。そのようにして、12月には八重山住民の間に自治会政府樹立の考え方が行きわたり、機運も急激に高まっていった。12月13日に最後の準備会をもって、自治会を結成することを決定した。そして、12月15日、「八重山郡民会議」が開かれ、人々の最高潮の熱気の中で、会長に宮良長詳、副会長に宮城信範（元校長）・吉野高善（医師）を選出し、自治会規約が決定され、大会宣言決議が採択されて、自治会の結成に至ったのである。

ここに、論者によれば<sup>(23)</sup>わが国ではそれまで例を見ないとされる、自治会という名の人民政府、人呼んで「八重山共和国」が誕生した。また別の論者<sup>(24)</sup>は、これを、「1945年12月15日午後11時、ここに、人民の人民による人民のための『八重山共和国』が誕生したのであった」と表現し、そこでは、会長は「共和国大統領」である。自治会は、八重山支庁構内に事務所を置いた。総務・文化・衛生・治安各部署が設けられ、八重山群島内における治安の確保、引揚者・帰還者、戦災復興などの課題にとりくんだ。何より、緊急の課題として、自治会結成の翌々日（12月17日）に自警団を発足させている。

しかし、それにしても、「八重山共和国」は、米軍が八重山に進駐し、12月23日に軍政を施行したために、わずか8日間で幕を閉じた。

この経過についての評価は後に少し論じるが、見落してはならないと思われるのは、これが、弾圧された八重山教員運動の地下水脈が、敗戦による自由を得て地表で結実したという側面をもつことである。ふたつのメンバーを重ねてみると、自治会結成に主導的役割を果たした人々のうち教員運動で弾圧を受けた人々として、宮良長義をはじめ、大浜用立・宮良孫良・浦添為貴・安室孫利・宮良高司などが数えられる。もっとも、先に述べたように、これらの人々には、弾圧を受けた後に、皇民化教育を受容し、のみならずその積極的推進者となったという経過がある。

ただ、その成り行きは必ずしも単線ではない。本稿でしばしばとりあげている梶田武宗の著書<sup>(25)</sup>は、中心的人物である宮良長義について、豊川善亮の言を

借りて、つぎのように述べており、興味深い。——「長義は教員思想事件で検挙され教員を罷免された後、八重山住民から排斥を受けていた時代があったのだが、その間、農業に従事し、小作料引き下げを要求するため、『水田団地組合』（会長宮良高司）を各地に組織したり、『農業会』の民主的運営を計り、農道や水利の整備、農民の耕作権保障などの農民運動を展開していったという。その一方、馬車曳きを糾合して『八重山荷馬車組合』を組織して組合長となり、労働条件改善のための活動を行ない、農民層、労働者層から圧倒的な支持を受けるようになっていったとのことである。戦時中、彼は転向し、大政翼賛会的教育者、皇民化教育を進める教育者として教育界にカムバックするという複雑な道を歩んできたのであったが、『八重山共和国』を準備していた1945年当時、彼は先進的な指導者として圧倒的な大衆性を獲得していたということだった。」と記している。

そして、この著者（榊田）は、「長義のためにここに書いておきたいのは、彼が八重山青年学校の指導員であった間、彼は皇民化教育をする中で、それとは対立する弁証法的唯物論を語るという複雑な講義をしていたのだ。もちろん、明確な言葉は何一つ使うことはなかったそうだが、後になって『長義の言っていたことはそういうことだったのか……』と気づいたと本盛茂は私（榊田）に言っている。敗戦という事態によって、長義は屈折した生き方から解放されたのだが、やはり想うところは多かったのではないだろうか？」——というのである。

さらに、この著者は、同書を締めくくる「終章」で重ねて書いている<sup>(26)</sup>。——豊川善亮のつぎのような手紙を引用して、「……彼らはその後転向して、あるものは戦争遂行への急先鋒となった。宮良長義はその最たるものであり、故に、僕〔豊川〕、宮城光雄、本盛茂、内原英昇、等々其の他、当時の軍国主義、皇民化教育をうけた若者たちは、おしなべて彼から国体の本義のみそぎから始まる薫陶を受け終戦を迎えたのです。……彼があらゆる抑圧にも屈せず、他の社会主義者たちが敗戦を迎えるまで牢獄で変節しなかったように、彼も命を通していたなら、偉大だっただろうと……。然し、私は彼を許した。投獄から転向以降10年の空白は、狂犬に噛まれた傷の癒えない年月であり、漸く、

彼らが待ち望んだ時代、たとえそれが、自ら勝ちとったものでなく、戦争に敗れて与えられたものであるにしても、不本意な過去は流してしまわなければならないのだろうと……。茫々40年、今はただ懐かしさだけです。」というのである。そして、著者は、宮良長義にもインタビューをして、「私が、心の底から望んでいたものは、アメリカ軍政府下ではけっしてない、真の独立だった」という言を引き出している。そして、これは長義の真実の声に違いない、と判断している。

このことについての筆者自身の検討は、後日の課題にして、章を改め、八重山自治会の活動停止・終焉と米軍統治との関係にふれておきたい。

### Ⅲ 八重山自治会後の米軍政府による統治

1945年12月23日、米国海軍（チェース少佐）が、先島諸島に軍政を施行するために11月26日に告示された「米国海軍政府布告第1-A号」を持って進駐し、この布告を八重山郵便局の扉に貼り出し、南部琉球軍制の樹立を宣言した。

それは、「南西諸島及び近海居民に告ぐ」として、「日本帝国に対し戦争遂行上、米国軍は南西諸島及び其の近海を占領する必要生ぜり。且つ治安維持及び米国占領軍並に島民両方の安寧福祉確保上南西諸島及び其の近海に軍政府の設立を必要とす。故に本官、南西諸島及び其の近海の軍政長官米国海軍少将ジョン・デイル・プライスは茲に左の如く布告する事となり。」とする前文に続いて、次の9か条の条文から成っていた。

「第1条 北緯30度の南にある南西諸島及び其の近海並に居民に関する総ての政府及管轄権並に最高行政責任は米国海軍政府の権能に帰属し軍政長官としての本官の監督下の部下指揮官により行使される。

第2条 日本帝国政府の総ての行政権の行使を停止せり。

第3条 全住民は本官又は部下指揮官の公布する総ての命令を敏速に遵守し米国軍に対し敵対行動を為さず且不穩行為又はその程度如何を問わず治安に妨害を及ぼす行動に出づ可からず。如何なる者と雖も本条に違反したる者は特定軍事法廷に於て定罪の上其の判決に従ひ死刑又は罰金、禁錮、其

の両刑又は他の刑罰に処せらる可し。

第4条 本官の職権行使上その必要を生ぜざる限り居住民の風習、宗教、信仰並に財産権を尊重し、現行法規の施行を維持する。

第5条 本官又は本官の命令に依り解除されたる者を除く総ての官庁支庁及び町村又は他の公共事業関係者並に雇傭人は本官又は特定されたる米国軍士官の命令の下に其の職務に従事す可し。

第6条 占領軍の命令に服従し平穩を保つ限り居留民に対し戦時必要以上の干渉を加えざるものとす。

第7条 爾今布告規則並に命令は本官又は本官を代理する官憲により逐次発表され之に依り居住民に対する我要求又は禁止事項を明記し各警察署並に部落に掲示さる可し。

第8条 布告は以前に発表せられたる事を有する故に沖縄島を除いて本布告は北緯30度の南にある総ての南西諸島に適用す。

第9条 本官又は本官を代理する官庁に依り発布されたる本布告、他の布告並に命令又は法規等に於て英文とその他の訳文の間に矛盾又は不明の点生じた場合は英文を以て本体とす。」

というもので、その内容は、沖縄戦開始時点で出されたニミッツ布告とほとんど同一であった。

これが読み上げられるのを聴いて、宮良長詳は、「日本行政から絶たれたことを知ったとき、祖国から見失われた敗戦国民のあわれな運命の悲しさと、民主主義国アメリカの軍政への期待が交錯して、複雑異様な感情に包まれた。」と、曲折に富んだ心境を吐露している<sup>(27)</sup>。ただし、沖縄戦開始時点では占領されていかなかった八重山などを含めてアメリカ軍政府下に置くとしたことは、ハーグ陸戦法規（1907年）に抵触する違法行為であることを指摘しておきたい。

同時に、チェース少佐は、「八重山住民に徹底させるように」として、『米国海軍政府、沖縄府民権及び行政府各官庁権限』と題したプリントを宮良長義に手渡している。その中で、「人民の権利義務」は11項目で構成されていて、言論、出版、労働組合、政治結社、進行の自由、ストライキ権を与え、女性の選挙権も認めるものであった。また、地方政府や軍政府に対する批判も許した

が、それは、「無理暴力に訴ふる変革唱導をすべからず、平和的唱導のみすべし」との制約を付したものであった。一方、「支庁長の権利義務」は28項目から成り、支庁長は「市民に対して最高の権限を有し、あらゆる事項につき、住民の希望に副うように」として、その権限と義務を定めている。権限の中には、極度に混乱した状況に対応するため、「全人民の用途に充つべく財産、食糧、施設を徴発する」、「税率、価格の決定、商品および必要品を配給する」などが含まれていた。このプリントを受けとった宮良長義は、「やっと創り上げた念願の自治が、こういう形でアメリカの支配下に置かれてしまったというのは、言葉では尽くせない無念であった」と語ったという<sup>(28)</sup>。

このようにして、米軍軍政による絶対的な支配の下で、12月27日、初代八重山支庁長の選挙が、町村長・自治会幹部・一般有志等45名によっておこなわれ、自治会長の宮良長詳が選出された。それを、30日にチェース少佐が任命した。そして、30日、長詳は、自治会幹部を中心にして支庁会議員を任命した。総務部長・宮良長義、経済部長・幾野伸、警察署長・平良専紀、厚生部長・吉野高善、事業部長・崎山英保、郵便局長・奥平朝親、文化部長・安里栄繁、という布陣である。こうして、米軍政下で、八重山支庁は、八重山自治会の理念とメンバーを受け継ぐものとして発足した。しかし、その後、米軍側は、その意思をストレートに貫徹させるものに支庁を変質させ、1946年1月24日に、宮良長詳自治会長ほか役員が集会し、経過報告と会計報告を承認した後、自治会の解散が宣言された。前年12月23日で活動停止となっていた八重山自治会は、ここにおいて正式に終了となり、「八重山共和国」も、永遠に姿を消したのである。

## むすびにかえて——米軍支配下での住民の努力

人々の若々しい夢を込めた「八重山共和国」という名称は、魅惑的である。この地の憲法研究の場にいる者をも惹きつける。もっともそれは、「共和国」の実態を備えた統治機構ではなかった。その存立時期のあまりの短さは別に、**「共和国」**設立を目指すのに不可欠な憲法構想を持たず、全過程をとおし

て憲法の議論は、その片鱗も認めることができなかつた。そうしたところから、本文でも紹介したように、「共和国」とは俗にそのように言われたにとどまるものであって、当時自治会がつくられたことを知っていても「共和国」は聞いたことがない、という人が多いのも当然であろう。要するに、「八重山自治会」だったのである。

とはいえ、それを前提にしてもなお、「八重山共和国」の夢が育まれていたことの意義は、今日にあっても、大いに評価しておくべきであろう。『八重山戦後史』の著者は、「誕生から1週間でその使命を終えたとはいえ、『人民の人民による人民のための政治』を実現した八重山自治会の名は、日本近代史に特記すべきものである」<sup>(29)</sup>と、最大級の賛辞を惜しまず、また、『八重山共和国』の著者も、その著を閉じるにあたって、「私は『八重山共和国』に触れ得たことによって、人間であることの誇りと、この苛酷なエゴイズムと陰謀と野望に満ち満ちた世界の中で、再び『生き続けてみよう』という勇気を与えられたのだった」<sup>(30)</sup>とまで述べて、自己の感慨を吐露している。

とくに、皇民化と侵略戦争という、国家権力が八重山民衆に深い傷を負わせた時代に、民衆とその教育のために生命をかけて努力をした人々の多数が、その後の過酷きわまる弾圧による生き方の曲折を経ながらも、八重山自治会の発足のために尽力したことの意義は、きわめて大きい。そのこともあって、自治会＝「共和国」の構想と設立の実践は、当然の時代的限界をもつものではあつても、それが社会進歩の側に属するものであることは疑いもない<sup>(31)</sup>。

あえて、今日、当事者ではないところで感じた事柄を付言するなら、「共和国」の設立は、米軍による具体的な軍政施行が目前に迫りながらいまだなされていなかった、きわめて短い空白期になされたものであるが、米軍の八重山進駐は旬日のうちに実行される既定の行動であつた。これを、運動の担い手たちはどう評価していたのであろうか。事態は、進駐後直ちに、自治会は人員ごと米軍政に吸収され、そして支庁は米軍支配下の機構へと移行したのであつた。この時期、沖縄本島では、米軍の手で、「沖縄諮詢会」が結成されていた。それと比較しても、八重山で住民が自ら自治組織を結成したことの意義は計り知れないものがあるといえる。そのことをふまえた上であつたが、筆者は、当事者



たちの米軍評価について、今後いっそう深く知りたいと思う。

なお、この時期、伊豆大島では大島独立構想とそれを受けた「大島憲法」(1946年暫定憲法)の制定に向かう研究・討議が、深く実質的に進められた<sup>(32)</sup>。政治状況が決定的に異なっているが、大いに注目し、後の研究課題にしたい。

**付記** 「沖縄諮詢会」について、「八重山自治会」との比較の一助として、旧稿(本誌201号)に拠りつつ少しくわしい説明を加えておきたい。

——1945年4月1日、沖縄本島に上陸した米軍は、同月5日に軍政府の樹立を宣言し、戦闘と併行して、占領下におさめた地域に漸次軍政を敷いた。それは、ニミッツ布告にもとづいて各地区の戦闘部隊の隊長が占領地区住民の統治を担当するものであったが、軍政の指揮系統はめまぐるしく変遷し、そのため種々の混乱が生じていた。軍政の基本的な方針は、なるべく既存の沖縄の政治機構を利用して間接的な統治形態にもっていくことであったが、沖縄本島地区では、県庁をはじめすべての政治機構が全面的に破壊させられていたため、先島や奄美とも異なって、住民主体の行政活動は数か月間も空白のままに経過していた。それで、米軍政府にとって、命令を沖縄県民に伝達する民中央機関を設けることが必須事となっていた。

そのため、同年7月上旬から、軍政下で住民の政治行政機構を整備すべく、住民代表者の選定をおこなった。中央機構については、米軍政府内部でいくつかの案が提出されたが、早くも同月2日には、宜野座で「中央沖縄評議会(「中央会議」とも)」が開催された。ただし、これは、十分成熟した機構とはなりえず、失敗に終わったとされる。

すなわち、中央沖縄評議会は、ジョージ・P・マードックの計画による住民政府構想であったが、軍政府本部に報告しないまま設置された。この評議会は、沖縄本島の全域ではなく、東沿岸の「市長」(mayors)と警察署長で構成された。北部地区は、当時すでに米軍占領下に入っていたが、交通の便が悪いため招集されなかった。最初の会議は、12の軍政地区キャンプから2名ずつ、計24名が参加した。会議は、マードックが軍政府の政策を説明した後に軍政府関係者は退席して沖縄側だけで討議し、その後再び軍政府関係者が出席して

質疑応答がおこなわれた。評議会は、当初、2週間毎に開く予定で、業務をとる執行委員会と常任委員会（政治・衛生・福祉・農業・商業・工業）も任命された。しかし、マードックの単独行動は軍政府副長官の批判を招き、結局、7月2日と21日に開かれただけで廃止された、という経緯である。

同時に、軍政府内では、軍政をより効率的に遂行するために軍政府の「諮詢機関」をつくり、その中央機構として15名の委員からなる委員会を設け、委員会の長が米軍政府副長官に直結する、という案が検討されており、それが実行に移されることになった。

この経過をくわしく叙述している『沖縄県議会史』によれば、住民代表者の選定は、占領当初から住民に対してなされていた米軍対敵諜報部隊（CIC：Counter-Intelligence Corps）による尋問をもとにおこなわれた。各軍政地区で選定された人物は、さらに米軍政府でふるいにかけて、最終的に128名の代表者が決定された。CICは、基本的に、日本軍第32軍沖縄守備隊の作戦にかんする情報を収集し、また住民を日本軍から引き離すことを目的として活動していたものであるが、調査では、戦前の職業や地域での役割、海外移住の経験、「愛国婦人会」や「憲兵隊」とのかかわりなど、戦時体制への協力についての尋問がなされた。その結果、沖縄の指導層のうちでとくに大政翼賛会の幹部を務めた人物として、当間重剛、平良辰雄、高嶺朝光らが住民代表者の選定候補から除外された。なお、米軍政府は、英語を解するハワイや北米移住の経験をもつ者に通訳としての役割を与えたが、その際に「アメリカ合衆国への忠誠」を求めた形跡はない、という。

このようにして、諮詢機関設立の準備が整ったので、米軍政府は、1945年8月15日、全島（本島のみ）39か所の収容キャンプから住民代表128名を石川（現在うるま市）に招集し、第1回の「仮沖縄人諮詢会」を開催した。ニミッツ布告により海上交通は封鎖された状態であったので、周辺離島の代表は参加できず、また収容キャンプの代表の人選も地区隊長の意向で区々であったが、ともかくも、荒廃した郷土に生き残った同胞の代表とされる人たちが一堂に再会できたわけである。なお、凶らずもこの開会式の会場に天皇の終戦放送が流れて参集者の胸中に複雑な衝撃が走ったが、むしろ「新沖縄建設」の使命感

を燃え立たせる効果が大きかった、という。開会式で挨拶した軍政府副長官のチャールズ・I・ムーレー大佐は、諮詢会を計画する段階では早期の日本の降伏は予測できなかつたとし、また、ポツダム宣言の受諾で日本は連合国の占領下に置かれるが、天皇は存続し、沖縄の復興は促進されるので心配はない、と述べるにとどまり、沖縄の法的地位、また戦後処理にかんする言及はなかつた。

そして、この日の会議で、米軍政府より「仮沖縄人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明」が発せられた。この「ムーレー大佐の声明」と呼ばれるものは、米軍政府の統治方針を沖縄人に示した基本的な文書である（上記の挨拶とは別物）。その主な内容は、つぎのとおりである。——「今日までは軍事上の必要並に戦争のもたらした非常事態のために本島の民事は殆んど米軍当局に於て取扱わなければならなかつた」が、「沖縄住民の協力があつたので、今や戦前以上の責任と広範囲にわたる義務を〔沖縄人に〕委任すべき時期に到来した」と前置きして、沖縄諮詢会を設置することを明らかにした。米軍政府の統治方針については、「米軍政府の方針は、沖縄住民が普通平時の職業及び生活様式に復旧し、自己の問題に就き漸次現在以上の権利を得べき社会、政治、経済組織を可及的迅速且つ広範囲にわたり設立することをその主眼とする。」とした。そして、沖縄諮詢会の委員を15名とし、その選出については、つぎの条件をつけた。①各委員は、農漁部、商工部、衛生部、教育部、社会事業部、学務部、保安部、警務部のいずれかの部について専門の知識・技能を有する人であること、②各社会階級の代表者であること、③一部の地域に偏しないこと、④日本の軍部や帝国主義者と密接な関係がないこと、④誠心誠意沖縄の福祉にかんして米軍政府に強硬かつ率直に意見を述べうる人であること、である。

こうした方針にもとづき、出席者128名のなかから24名が委員候補者として互選され、同月24日の住民代表者会議で15名の委員が選出された。ただ、その選出方法は、住民代表者全員による公選ではなく、議長と議長が指名した5名の計6名で20名の選定委員を指名し、その選定委員が24名の諮詢委員候補を指名し、その中から15名の諮詢委員を全体の投票で決める、というやり方であり、民意反映の理念に反するものであつた。

そして、同月29日、その最初の会議が開かれ、「仮沖縄人諮詢会」は「沖縄

諮詢会」となり、各委員の職務分担が決められ、委員長に志貴屋孝信が選ばれた。15名の委員とその担当は、次のとおりである。——委員長 志貴屋孝信、幹事 松岡政保、総務部 又吉康和、財務部 護得久朝章、法務部 前上門昇、教育部 山城篤男、文化部 当山正堅、公衆衛生部 大宜見朝計、社会事業部 仲宗根源和、労務部 知花高直、水産部 糸数昌保、農務部 比嘉永源、保安部 仲村兼信、通信部 平田嗣一、商工部 安谷屋正量。

こうして、沖縄における戦後最初の中央政治機構として沖縄諮詢会が生まれたのであるが、あくまで米軍政府の諮問に応じる機関であり、委員の意識がどうであれ、米側の許す範囲で自由をもつものにほかならなかった。ただ同時に、その絶対的な制約の中ではあるが、米軍政府と沖縄住民の意思の疎通をはかる役割をとおして、住民意思を軍政に反映させる役割を果たしたことも見落とせない。

沖縄本島と八重山では、戦後の統治のしくみは大きく異なる形で出発したのである。

## 註

- (1) 中田龍介（編）『八重山歴史読本』〔やいま文庫6〕（南山舎・2004年）206頁、および、宮良 作『国境の島 与那国誌——その近代を掘る』（あけぼの出版・2008年）298頁。
- (2) 榊田武宗『八重山共和国——八日間の夢』（筑摩書房・1990年）。副題もそれを示している。「陽炎のごとく短命に終わった」という（125頁）。
- (3) 牧野 清「八重山自治会」沖縄大百科事典刊行事務局（編）『沖縄大百科事典・下巻』（沖縄タイムス社・1983年）695頁。
- (4) 榊田・前掲註(2)211頁。
- (5) 当時、「八重山自治会」と「八重山共和国」の間に、「自治政府」、「独立政府」の名称も飛び交っていたという（全上43頁）。
- (6) 中田・前掲註(1)、および、三木 健『八重山近代史の諸相』（南山舎・1992年）を参照した。
- (7) 『厳秘・特高月報』昭和8年第1号。中田・前掲註(1)書193頁より重引。
- (8) 宮良・前掲註(1)155頁。
- (9) 石堂徳一「八重山教員赤化事件」前掲註(3)『沖縄大百科事典・下巻』91頁。ただ

## 「八重山共和国」構想のあとさき

し、この項目では「八重山教員赤化事件」の呼称を用いていることに注意。

- (10) 安仁屋政昭『沖縄の無産運動』（ひるぎ社・1983年）102頁以下。
- (11) 参照、石堂徳一「八重山の戦争と皇民化教育」中田・前掲註(1)書190頁以下。
- (12) 太田静男『夕風（ゆーどうりい）の島——八重山歴史文化誌』（みすず書房・2013年）233頁による。
- (13) 以上、全上234-236頁参照。
- (14) 太田静男。引用は、前掲・註(2)237-238頁。
- (15) 中田・前掲註(1)116頁参照。
- (16) 全上167頁参照。
- (17) 吉田朝啓「マリア」前掲註(3)『沖縄大百科事典・下巻』535頁。
- (18) 中田・前掲註(1)167頁参照。
- (19) 三木 健『八重山研究の歴史』〔やいま文庫5〕（南山舎・2003年）254頁参照。
- (20) 古川 純『「八重山共和国」——八重山自治会創設の背景と歴史的意義』NPO 現代の理論・社会フォーラム＝古川 純（編）『八重山の社会と文化』〔やいま文庫16〕（南山舎・2015年）69頁以下。この論考からは、多くの示唆を受け、同感するところが多い。
- (21) 牧野・前掲註(3)695頁。
- (22) 参照、梶田・前掲註(2)65頁以下。
- (23) 太田静男『八重山戦後史』〔おきなわ文庫19〕（ひるぎ社・1985年）58頁。
- (24) 太田・前掲註(2)77-78頁。
- (25) 梶田・前掲註(3)69頁以下。
- (26) 全上208-209頁。
- (27) 太田・前掲註(2)64頁より。
- (28) 以上参照、梶田・前掲註(3)79頁以下（引用箇所は80-81頁）、太田・前掲註(2)65-66頁、古川・前掲註(2)74頁。
- (29) 太田・前掲註(2)59頁。
- (30) 梶田・前掲註(3)211-212頁。
- (31) さらに、宮良・前掲註(1)161頁も参照。
- (32) 榎澤幸弘「伊豆大島独立構想と1946年暫定憲法」名古屋学院大学論集（社会科学編）Vol. 49 No. 4（2013年3月）125頁が貴重である。この論考のご恵贈に深く感謝します。

（2019年4月24日 脱稿）